

(資料3)

平成24年 11月 30日

国立大学法人 京都大学

総長 松本 紘 様

本部部局長会議参加者御一同様

京都大学学生有志

代表 棚田 史彦

(人間・環境学研究科修士2回生)

## 公開要求書

先般、11月26日におきまして、副学長、理事赤松明彦氏名義にて全学の学生・院生に対し国際高等教育院（仮称）構想についての説明文書が公開せられたことは、耳目に新しい事柄と存じます。今般ご多忙の折、副学長、理事赤松明彦氏御自らが学生・院生に対する説明の筆を取られたことは一定の評価に値することと存じます。しかしながら、今回の副学長、理事赤松明彦氏名義による説明文書は以下の点で不十分です。

- 一、「平成21年度からは全学会議で、あるべき教養・共通教育についてより具体的な検討を行い現在の体制を改めて新体制に移行することが必要との結論に至りました。」と記しているが、全学会議の場において国際高等教育院（仮称）案の他に、コア・ユニット21案やそれ以外の案などが提唱されている中で、最終的に国際高等教育院（仮称）案を選定するに至る議論の過程について説明を行っていない点。
- 二、「この体制においては、教育内容の企画やその実施の過程について改善すべき点があるため、発展的な教養・共通教育の実現のためには、より強化された企画機能と実施過程が備わった全学協力体制が必要と判断しました。」と記しているが、現行体制における問題点並びに改善すべき点について具体的説明を行っておらず、また、「より強化された企画機能と実施過程が備わった全学協力体制が必要と判断」するに至る過程に関して説明を行っていない点。

(資料3)

- 三、「一部で言われているような、200名規模の専任教員が集められ、この専任教員だけが教養・共通教育を行うというものではありません。」「一部には人間・環境学研究科・総合人間学部から多くの教員が国際高等教育院（仮称）に移籍させられ、その結果総合人間学部が大幅に縮小されるのではないかと、といった憶測も流れているようです。」と記しているが、我々がこのように述べるのは公開された文書に基づくものであり、憶測を憶測と断ずる根拠を明示して説明を行っていない点。
- 四、「教員は専任として移籍しても、元の研究科・学部等での教育研究内容を引き続き行うものとして協議が進んでいます。」と記しているが、国際高等教育院（仮称）への移籍が教員の負担増加を招き、その結果学生・院生に対する指導への悪影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、その可能性についての説明を行っていない点。
- 五、「今回の改革は人間・環境学研究科・総合人間学部の教育・研究に影響を与えるものではありません。」と記しているが、国際高等教育院（仮称）の設置に伴う教員の移籍により、人事権の所在がどのように変化するのかという点について説明を行っておらず、また移籍後退職した場合の前任部局におけるポストの保障についても説明を行っていない。それゆえ、総合人間学部並びに人間・環境学研究科の教育と研究に及ぼす中長期的影響については説明を行っていないと言える点。
- 六、「なお、制度改正にあたっては、いろいろと誤解を生む場面も多く、要らぬ摩擦も生じます。」と記しているが、今状況下における本部当局の直接的な説明の不足が今般の誤解と摩擦を招来せる原因となったにも関わらず、当事者としての学生に対し公開の場で国際高等教育院（仮称）構想に関わる説明を行おうとする意志を表明していない点。
- 七、今般の副学長、理事赤松明彦氏名義による説明文書の内容は、国際高等教育院（仮称）構想に関する説明に終始し、国際高等教育院（仮称）の設置に伴う全学共通教育体制の改変について説明を殆ど行っておらず、またそれに関する現在進行中の協議の状況と内容について情報を開示し、説明を行っていない点。

以上のような不十分点が存するにもかかわらず、国際高等教育院（仮称）構想を、我々が先般貴方に対し提出致しました抗議書に対する正式な回答もなく、また学生に対する直接的説明も行わずに一方的に推進されますことは、国際高等教育院（仮称）の設置により

(資料3)

影響を蒙る当事者たる総合人間学部、人間・環境学研究科の学生としては無論のこと、基本理念として「学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす」と掲げる京都大学に所属する学生として看過できるものではありません。それゆえ我々は貴方に対し以下の様に要求致します。

- 一、国際高等教育院（仮称）の設置に関して当事者である学生と話し合うことなく一方的な決定を行わないこと。
- 二、国際高等教育院（仮称）の設置に関するこれまでの議論の経緯を説明し、当事者である学生と話し合うための全学的に公開された場を設けること。
- 三、二に記した全学的に公開された場において、総長松本紘氏並びに大学改革特別委員会に所属する教員など、国際高等教育院（仮称）構想の推進に責任を持つ教員が出席すること。
- 四、上記一、二、三の要求について12月3日までに公示文書を以って回答すること。
- 五、12月4日に開催される部局長会議において前掲の一から七の項目について検討し、その結果について公開すること。

以上